様式第１号

**「雇用就農資金」（新法人設立支援タイプ）**

**令和４年度第１回募集　申請書類一覧（チェックリスト）**

農業法人等名 ：

法人等雇用就農者名 ：

□にチェック（✔）をつけ、提出漏れがないようにしてください。

**【必ず提出する書類】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 書類名 | 内容・注意点 | ✔欄 |
| １ | 事業申請書 | 様式第２号  【記載事項】  １　農業法人等の概要（※）  ２　定着率、新規就農者増加分  ３　働き方改革実行計画  ４　反社会的勢力の排除に関する誓約  ５　個人情報の取扱いに関する同意  ６　法人等雇用就農者の概要  ７　雇用契約内容確認書  ８　研修計画  ９　新法人設立計画   * １　農業法人等の概要「労働環境整備」のうち、「③農業の「働き方改革」に資する施設の整備」で「既に取り組んでいる」を選択した場合は、該当施設の写真を提出すること | □ |
| ２ | 法人等雇用就農者の履歴書 | 参考様式①  ※申請日までの最新の履歴を空白期間がないように記入し、写真を添付してください。 | □ |

**【過去に本事業等で提出しており、変更がない場合以外は、提出が必要な書類】**

※　「本事業等」とは、雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農者実践研修支援事業を指します。

　※　複数名応募している場合は１部のみ提出。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 書類名 | 内容・注意点 | ✔欄 |
| ３ | 研修指導者の履歴書 | 参考様式②  ※申請日までの最新の履歴を空白期間がないように記入し、写真を添付してください。  ※複数の研修指導者を置く場合は、全員の履歴書を添付してください。 | □ |
| ４ | 耕作証明書等の写し | 畜産やコントラクター等の農地を利用しない農業法人等で耕作証明書の交付を受けることができない場合は、農業経営改善計画認定書、出荷伝票、決算書等の農業を営む事業体であることを証する書類の写しを提出 | □ |
| ５ | 就業規則の写し | 常時10人以上の従業員がいる農業法人等の場合は必須。  10人未満であっても就業規則を定めている農業法人等は提出  ※提出は、①表紙、②労働時間関連、③賃金関連、④退職関連が記入されているページの写しのみで構いません。採択後の現地確認時に原本を確認します。  ※賃金規程等の別に定める規程がある場合は併せて提出してください。 | □ |
| ６ | 新規就農者を雇用して技術を習得させる機関の定款、規約・設置要領等の写し | 新規就農者を雇用して技術を習得させる機関の場合のみ提出  ※提出は、当該機関の定款、規約・設置要領等のうち、①表紙、②就農希望者に対する研修の実施について明記されている部分の写しのみで構いません。採択後の現地確認時に原本を確認します。 | □ |

**【該当する場合のみ、提出が必要な書類】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 書類名 | 内容・注意点 | ✔欄 |
| ７ | 過去の雇用契約書等の写し | 従業員として雇用する以前に法人等雇用就農者と雇用関係がある場合のみ提出 | □ |
| ８ | 研修指導者が認定農業者又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の早期経営確立者であることを証する書類の写し | 研修指導者の農業経験が５年未満の場合のみ提出  ※法人として認定農業者である場合は、代表者のみが研修指導者になれます。 | □ |
| ９ | トライアル雇用実施計画書等の写し | トライアル雇用制度等を活用している場合のみ提出 | □ |
| 10 | 法人等雇用就農者以外の従業員の雇用契約書、雇用保険の加入を証明できる書類の写し | 法人等雇用就農者が代表者の親族である場合のみ提出 | □ |
| 11 | 在留カードの写し | 法人等雇用就農者が外国人の場合のみ提出 | □ |
| 12 | 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の写し | 法人等雇用就農者が障がい者の場合のみ提出 | □ |
| 13 | 生活困窮者自立支援事業において作成された就労に向けた支援計画（プラン）の写し | 法人等雇用就農者が生活困窮者の場合のみ提出 | □ |
| 14 | 刑務所出所者等に係る確認書 | 法人等雇用就農者が刑務所出所者等（保護観察対象者又は更生緊急保護対象者）の場合のみ提出（参考様式③） | □ |

○提出書類に関する注意事項

１　事業申請書（様式第２号）

（１）「１　農業法人等の概要」の「労働環境整備」のうち、『③農業の「働き方改革」に資する施設の整備』で「既に取り組んでいる」を選択した場合には、該当施設の写真の提出が必須です。

農業の「働き方改革」に資する施設とは以下の施設を指します。

（１）休憩所、（２）更衣室、（３）男女別トイレ、（４）シャワー、

（５）その他、全国農業会議所が認めるもの

各施設の整備基準

（１）休憩所

　　ア　屋内、屋外の独立した空間（プレハブ等）のどちらでも可。

　　イ　他の施設・設備と区分されており、屋根があるもの。

　　ウ　パーティション等により仕切られる等、他の空間との仕切りが曖昧なものは不可。

（２）更衣室

　　ア　更衣のために使用される専用の部屋であり、他の施設・設備と区分されていること。

　　イ　個人用ロッカーを備えていること。

　　ウ　更衣のためのスペースが確保されていること。

（３）男女別トイレ

　　ア　屋内、屋外のどちらに設置されていても可。

　　イ　「男女兼用」と「女性専用」の組み合わせは可。

（４）シャワー

　　ア　シャワー利用のみに使用される専用の部屋であること。

　　イ　シャワー室と隣接した脱衣場を備えていること。

（２）「２　定着率、新規就農者増加分」のうち「定着率要件（表１）」には、平成29年度以降に本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業を活用した法人等雇用就農者等について記載してください（当該事業において取消を受けた者は記載が必要ですが、支援を受けずに中止又は取り下げた者は記載不要です）。応募時点において、中止・中断・取り下げ届出書、定着状況報告書で報告のあった内容から変更がある場合は、根拠となる資料を添付してください。